

第23期第2回秋田海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

日時：令和7年6月12日（木）午後1時30分～午後2時15分

場所：議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

船木 律、大竹 敦、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、腰山 公正、三浦 清、
齊藤 一成、鎌田 誠喜、船木 和則

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：高橋 俊行

事務局：藤田 学、藤原 剛、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：佐藤 滉平、伊藤 雄汰、鈴木 大喜

3 議事事項

- （1）秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- （2）まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域並びに
まだら本州日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁
獲可能量について（諮問）
- （3）くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に
ついて（諮問）
- （4）広域漁業調整委員会委員の互選について（協議）
- （5）秋田海区漁業調整委員会指示（まき餌使用の制限）について（協議）
- （6）その他
 - ①新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について

4 開会

○事務局（藤田）

第23期第2回の秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

はじめに、出席委員10名、欠席委員0名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。

はじめに船木会長から、ご挨拶をお願いいたします。

○船木会長

年度が変わって3か月目になりましたが、この間天候も不順で漁業にも影響が及

んでいるのではないかと気がかりなところです。この時期、県外イカ釣漁船が例年通り本県にも入港しつつありますが、魚群の北上が遅れているのか、水揚げも芳しくなく漁期の異変が感じられます。

先に私からの報告となりますが、去る5月12日山口市において全国海区漁業調整委員会連合会通常総会に事務局の藤田チームリーダーとともに出席いたしました。本年度の中央要望活動に係る協議では、概ね前年度からの継続した要望項目でしたが、一部事務局への配慮・対応に係る内容等新規の事項がありましたことを申し添えておきます。

さて、本日の議題は、諮問事項が3件と協議事項が2件、その他で新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等に関する事案がございます。

円滑な議事運営をお願い申し上げまして、開会に際しての挨拶といたします。

○事務局（藤田）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選出

○船木議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。

順番で、今回は、伊藤委員、杉本委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○伊藤委員、杉本委員

はい。

○船木議長

お二方、よろしくお願いします。

7 議事

議題1：秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）

○船木議長

それでは次に移ります。

議題（1）、諮問事項「秋田県資源管理方針の一部改正について」、事務局から説明願います。

○事務局（佐藤）

資料1をご覧ください。諮問文を読み上げます。

（諮問文読み上げ）

2ページ目をご覧ください。令和7管理漁期より、国の資源管理基本方針における「さば類」の名称が、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に変更されることから、国の方針変更に準じて県

方針も変更するというものです。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただ今の諮問について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

名称変更だけなので大丈夫だと思います。

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（佐藤）

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

**議題2：まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域並びに ま
だら本州日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量
について（諮問）**

○船木議長

それでは次に移ります。

議題（2）、諮問事項「まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」、事務局から説明願います。

○事務局（佐藤）

資料2をご覧ください。諮問文を読み上げます。

(諮問文読み上げ)

まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域並びにまだら本州日本海北部系群の知事管理漁獲可能量について、令和7年7月1日から始まる、次期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

3～4ページ目をご覧ください。農林水産大臣から知事への秋田県への漁獲可能量の配分通知です。

都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去3年間の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に毎年通知されます。

まさば及びごまさば対馬暖流系群の知事管理漁獲可能量は、漁獲量実績の基本シェアが前年と同様0.27%であるため、上位80%に入らず現行水準の継続となりました。

た。目安数量としては 487 トンです。

ずわいがに日本海系群 B 海域の知事管理漁獲可能量は、漁獲量実績の基本シェアが 2.95% の状況より、27 トンと示されています。近年は 5 トンを超える漁獲量もないため、十分な配分量であると判断しております。

「まだら」については、令和 6 年 7 月よりステップアップ管理が始まり、今回の管理漁期からステップ 2 に移行します。1 から 3 までのステップがありますが、ステップ 1、2 の間は都道府県への数量配分は行われず、国全体での一括管理となります。

そのため、今期のまだらに関しては「試行水準」と言うような表記となっています。試行目安数量は 289 トンと示されております。

これを受けた告示案が 2 ページ目となり、国からの配分数量を秋田県まさば及びごまさば対馬暖流系群漁業、秋田県ずわいがに日本海系群 B 海域漁業、秋田県まだら本州日本海北部系群漁業に配分しております。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○船木議長

まだらの説明で、目安が 289 トンとのことであったが、ここ数年の実績は分かりますか。

○事務局（佐藤）

令和 6 年は 4 月末時点までで 88 トン、令和 5 年は 163 トン、令和 4 年は 252 トンです。

○船木議長

分かりました。ありがとうございます。

○大竹委員

まだらの実績には、当然、沖合底びき網分は入っていないわけですね。参考資料の一番下に、「漁獲努力量を増やしている・・・」という記載がありますが、例えば、前回の委員会で、たら刺し網の知事許可を増やしていることについて、そういった評価はどうなりますか。

○事務局（佐藤）

漁獲努力量の増加は、資源管理に逆行することになりますので、場合によっては、指導の必要も出てくると考えます。

○大竹委員

知事許可でまだらを狙う漁法は小型底びき網、たら刺し網だと思いますが、たら刺し網の漁獲努力量をどういうふうに評価するのか、この記載について影響するのかどうかのあたりを、令和 9 年から数量管理に移行するという話を踏まえて何か分かりますか。

○事務局（藤原）

TAC でありますので、原則は数量管理となります。確かに、たら刺し網を新規でも許可していますが、経年で見ると必ずしも増えてきているということではありません。また、漁獲努力量を正しく評価するには許可件数だけではなく、操業の実情を考慮する必要があり、基本的には数量管理ですが、県としては、漁獲努力量の増減についても必要に応じて検証していきたいと考えております。

○大竹委員

知事許可の漁業期間を前倒しして欲しいという要望は前からきているわけですが、操業日数は変わらなくても前倒しするということは期間が長くなり、よそからみたら漁獲努力量を増やしているとみられるのではないですか。

○事務局（藤原）

私も同様の認識を持っています。一方で、許可期間は増えたように見えても、操業の実態を見てみると、冬期は、漁獲努力量が減少傾向にある確認しています。必要に応じて、見た目の漁獲努力量と真の実操業の漁獲努力量を評価して説明できるようにしていきたいと考えております。

○船木議長

よろしいでしょうか。他に何かご意見はございますか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

無いようですので、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（佐藤）

（答申案読み上げ）

○議長（船木律会長）

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○議長（船木律会長）

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題 3：くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に ついて（諮問）

○船木議長

それでは、次に移ります。議題（3）の「くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更にについて」、事務局から説明願います。

○事務局（高橋）

事務局の高橋が説明いたします。よろしくお願いいたします。

資料 3、1 ページをご覧ください。くろまぐろの知事管理漁獲可能量を変更する

内容の知事からの諮問です。諮問文を読み上げます。

(諮問文読み上げ)

3 ページをご覧ください。こちらは農林水産大臣から変更通知があった令和 7 管理年度のくろまぐろ都道府県別漁獲可能量です。資料は下の表、右側の変更後の数字をご覧ください。くろまぐろの漁獲可能量の追加配分後の数量は、小型魚が 57.0 トン、大型魚が 60.6 トンとなっております。なお、上の表 2 段につきましては、自県で小型魚から大型魚へ振替した場合の配分量が記載されてございますが、本県においては、各地区へ確認したところ、小型魚から大型魚への振替要望はなかったため、記載のとおり変更前後で数量は変わっておりません。

続きまして、前のページに戻りまして 2 ページ、知事管理漁獲可能量の変更の告示案をご覧ください。表の左が改正後、右が改正前で、変更部分は下線を引いております。右側の改正前の数量は、くろまぐろ小型魚、大型魚ともに令和 7 年度当初の漁獲可能量として公表しておりました。

今回、前年度未利用分の繰越分や消化率メリット、譲渡メリット等の追加配分があり、小型魚は当初配分の 40.2 トンに 16.8 トン追加され、57.0 トンとなり、大型魚は当初配分 49.3 トンに 11.3 トン追加され、60.6 トンとなりました。

昨年度の追加配分後の漁獲可能量と比較すると、小型魚は 16.3 トン増加、対前年比約 140%、大型魚は 18.8 トン増加、対前年比約 145%となっております。小型魚及び大型魚の増加理由につきましては、太平洋クロマグロの親魚資源量が回復傾向であることから国際会議において日本の漁獲枠の増枠が認められ、小型魚が 1.1 倍、大型魚が 1.5 倍に日本の枠が増加したことにより、各都道府県の枠も増加しました。

続きまして、知事管理区分への配分数量についてです。表中左、改正後の中段、枠で囲まれている部分をご覧ください。秋田県資源管理方針では、配分量の概ね 95 %を知事管理区分へ配分することとしておりますので、秋田県くろまぐろ（小型魚）が 54.2 トン、秋田県くろまぐろ（大型魚）が 57.6 トンとなります。

以上が諮問文についての説明ですが、続けて地区配分について説明させていただきます。小型魚、大型魚それぞれの各地区への配分量につきましては、4 月 11 日にくろまぐろ協定管理委員会を書面で開催し、当課が提案した配分方法案について協議いただきました。

書面決議の結果、提示した案に対し、賛成 9 名、反対 0 名で今年度の配分方法が決定されました。今回の追加配分も加わりますと、各地区の配分量の総量が決定しますが、今後の漁獲状況に応じて、柔軟な資源管理ができるよう、各地区との情報共有、連携を密にし、必要であれば、適宜協定管理委員会を開催しまして調整してまいりたいと考えております。

説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

○船木議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

ないようですので、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（高橋）

(答申案読み上げ)

○議長（船木律会長）

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○議長（船木律会長）

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題４：広域漁業調整委員会委員の互選について（協議）

○船木議長

それでは次に移ります。

議題（４）、協議事項「広域漁業調整委員会委員の互選について」、事務局から説明願います。

○事務局（藤原）

資料４をご覧ください。水産庁から、広域漁業調整委員会の都道府県互選委員の報告依頼がきており、委員の選任についての協議です。本年９月末日までに、次の任期である令和７年１０月１日から令和１１年９月３０日までの委員を互選していただくこととなります。

資料３ページが漁業法の広域漁業調整委員会に関連する部分の抜粋です。当該委員会は、都道府県域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議や調整を行うことを目的に、設置されています。

現在、本県からは、大竹委員になっていただいております。今回、令和７年９月での任期満了に伴い、新たに、秋田海区漁業調整委員会から当道府県互選委員を１名選任いただくこととなりますので、委員の選任について、御協議よろしく願います。

○船木議長

ただ今、説明がありましたが、委員の互選とありますので、自薦・他薦となるかと思えます。誰かご意見等はございませんか。

○工藤委員

引き続き、大竹委員でいかがでしょう。

○船木議長

大竹委員という意見がありましたが、他にはありませんか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

それでは、大竹委員にお願いすることよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○船木議長

それでは、大竹委員よろしく申し上げます。

○大竹委員

はい。

議題5：秋田海区漁業調整委員会指示（まき餌使用の制限）について（協議）

○船木議長

それでは次に移ります。

議題（5）、協議事項「秋田海区漁業調整委員会指示（まき餌使用の制限）について」、事務局から説明願います。

○事務局（藤原）

資料5をご覧ください。経緯に沿ってご説明いたします。秋田県では、平成29年3月に、まき餌の使用を解禁しております。ただし、一部エリア一部時期において漁業への影響が見られることから、委員会指示でエリアと時期を限定して禁止していました。

今回も、漁業者らから意見をうかがったところ、まき餌を使用するエリアが夏に潜水漁業を行う漁場と重なり、漁業の支障になるなどの意見が引き続きありました。

一方、遊漁側からは、規制緩和などの意見はございません。

以上のことから、同指示を継続し、発動することが適当と考えます。

指示の内容は前回と同じく、男鹿市畠・入道崎エリアでは7月1日から8月31日まで、戸賀エリアでは8月1日から8月31日までまき餌禁止といった内容です。

指示をする期間については、状況が数年内に変化するとは考えがたいので、指示の発動について承認いただきましたら、すみやかに県公報登載の手続きを行うこととし、公報登載日から3年間、指示が有効となるようにと考えております。

説明は以上です。御協議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいま資料5の経緯を踏まえた説明をしていただきました。男鹿半島北側で、まき餌規制の委員会指示を発動したいということですが、皆様の御意見を伺います。

○鎌田委員

入道崎は私の地元で、西海岸はすぐに深くなるため潜水漁業者の漁場が狭く限られております。釣り人と過去に紛争があったことから、この件に関して、ぜひともよろしく申し上げます。

○船木議長

他にはよろしいですか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

それでは、この指示を発動することよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○船木議長

それでは、指示を発動することとします。公報への登載と巡回指導、よろしくお願いします。

議題6：その他 ①新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について

○船木議長

それでは、議題(6)の「その他」に移ります。

初めに、①の「新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について」、事務局から説明してください。

○事務局(藤田)

「新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について」とありますが、先ほど会長からもお話がありました、全国漁業調整委員会連合会通常総会の開催についてもお説明します。

はじめに、3海区連絡協議会についてですが、主催県の新潟県からは、新潟県村上市瀬波温泉付近で開催したい旨連絡がありました。

また、開催日程については、7月7日から8月7日までの日程調整の照会がありましたので、会長、会長代理、また山形県隣接から選出された齊藤委員にご予定を伺い、回答したところではありますが、新潟県からまだ日程等の打診はありません。

会議の詳細が提示されましたら、改めて出席等についてご照会いたしますのでよろしくお願いします。

続きまして、全国漁業調整委員会連合会通常総会ですが、概ね議題に関しては全て承認されました。当海区からは昨年度中に、太平洋クロマグロの資源管理(枠配分方法)に関して3点ほど意見として要望しました。

1つ目、漁獲枠配分に関して、都道府県枠の融通に不公平が生じないための資源管理の見直し要望については、資料19ページ「エ 枠の融通と留保枠の有効活用」の項目に、本県の要望が取り入れられています。

2つ目、大中型まき網漁業の産卵期の採捕制限要望については、資料20ページ「イ 大中型まき網漁業」の項目に、記載されています。

3つ目、遊漁者の採捕規制に係る国による内容周知、管理体制の整備について、資料21ページ「ア 周知指導」の項目に、それぞれ記載されております。

次期開催地については2年に1回ということで東京になっております。

第5号議案の役員選出については、本年度が改選期となっておりましたので、資料最終ページの「連合海区の役員一覧案」のとおり、今年度からは中島氏が会長として選出されました。

そして、今年度の全国海区漁業調整委員会事務局長会議が本県で開催されます。

既に日程等は決定しており、7月17～18日に秋田市で開催することとしております。

事務局の会議となりますので、各委員にはご出席いただくことはございませんが、ご報告いたします。

最後に、全漁調連会報がこちらに届いております。令和6年度の活動内容等を後ほどご覧いただければと思います。以上です。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ、次に移ります。

8 その他

○船木議長

続きまして、次第の4の「その他」ですが、事務局から事務的な連絡等、何かありますか。

○事務局（藤田）

特にありません。

○船木議長

委員からは何かございませんか。

○委員

(発言なし)

9 閉会

○船木議長

それでは、第23期第2回秋田海区漁業調整委員会を終了します。